

## 遺言によるご寄附（遺贈）をお考えの方へ

社会福祉法人仙台市障害者福祉協会では、自分が亡くなったあとに、その遺産を障害のある人たちのために役立てたいという意思に応えるため、遺贈によるご寄附を承っております。

当協会は、地域社会に貢献する取り組みとして、障害のある人たちの地域生活を支援するため、障害のある人たちの自立と社会参加の推進に関わる様々な事業を行っています。

### □ 遺贈とは

「遺贈」とは、遺言書によって、自分の財産の受取人やその内容を指定することをいいます。財産の全部または一部の受取人として「社会福祉法人仙台市障害者福祉協会」を指定することにより、その財産を障害がある人たちのために役立てることができます。

### □ 寄附の方法

#### 〔遺言書の作成〕

自分の意思を叶えるために、遺言書を作成してください。遺贈先に「社会福祉法人仙台市障害者福祉協会」とお書きください。

遺言書には、2人以上の証人の立ち会いのもとで公証人が作成する「公正証書遺言」と、遺言者が遺言の全文、氏名、日付を自筆して押印する「自筆証書遺言」があります。

遺言書の作成や保管は、公証役場などの専門機関または弁護士、税理士、行政書士、司法書士などの専門家に相談されることをお勧めします。

#### 〔遺言執行者の指定〕

遺言書に託した内容が確実に実行されるためには、遺言書のなかで遺言執行者を指定しておくことが安心です。遺言執行者は、遺言書の内容を実現するために必要な手続きを行います。遺言執行者は、弁護士などの法律のプロや遺言者の子、甥、姪などに依頼することが多いようです。

#### 〔遺言の執行〕

遺言執行者は、遺言書に基づいて財産寄附の手続きを行います。当協会は、遺言執行者から連絡を受けて遺贈を受領いたします。

以上